[刊行本校了後・正誤表（5/7/02）作成直前の内容と同一]
第 II 部　米国の周波数オークション

第 II 部では、米国における「周波数オークション」制度の成立経過と内容を説明する。

米国では、「1934 年通信法（通信法）」に基づき、政府（連邦政府）が周波数の管理に当たっている。日本と同じく、民間事業者による周波数の使用には「免許（License）」が必要であり、FCC がその発行・変更・更新等の業務を担当する。

米国では、周波数の「初期免許」発行に関し、1981 年、1993 年、1997 年の 3 回にわたって「通信法」を改正し、その制度を大きく変更した。まず 1981 年の改革では、それまでの「比較聴聞」方式に代わり、「無差別選択（くじ引き）」方式によって初期免許を割り当てることを定めた。その後、1993 年の改革で導入されたのが、「オークション」による初期免許の割当である。ただしこの改革では、オークションを移動通信、商用無線、直接放送衛星等に限定していたが、1997 年の改革では、地上放送のデジタル化にともなって返却される予定の周波数を含め、放送用周波数についても原則としてオークション方式が導入された。（ただし商業放送事業者の圧力により、地上デジタル放送では、従来のアナログ放送用電波と引換えに、デジタル放送用電波が無償で割当てられた。）

本第 II 部では、1993 年改革による「オークション導入」の経過を説明し、かつ、PCS（Personal Communications Service）を中心として、周波数オークションの実施経過を説明する。

米国で 1920 年代に周波数管理体制が本格的に整備されたときには、議会は、周波数が「米国民全体の共有資産」であるとの考えの下に、周波数の使用免許を発行することを定め、周波数資源の私的「所有」を否定した（通信法 301 条）。したがって FCC は、周波数使用免許を、先着順に、実質上無料（手数料、名目的使用料を除く）で発行する建前をとり、政府による周波数オークションはおろか、政府が周波数を「売却」するという考えを持っていなかった。もとより、米国は私企業による利潤追求を基本とする資本主義社会であり、

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

周波数使用免許も利潤追求の手段となっていたが、周波数という「経済資源」は、資本主義の「市場メカニズム」の外に置かれていたのである。

周知のように、市場メカニズムは個別主体の利潤追求動機に基づいているため、その「浸透力」がきわめて強い。米国の周波数の場合には、市場メカニズムが、いわば「制度の裏口」から浸透した。具体的には、初期免許以外の「免許」について、当初から「免許更新」がおおむね自動的に認められており、また、商取引としての「免許譲渡」が、（新保有者が資格要件を満たすかぎり）認められていた。すなわち、周波数の再販売市場（secondary market）が成立し、その「売買」がおこなわれていた。

第二次大戦後に周波数の利用技術が進歩し、通信・放送他の分野で周波数の価値が上昇するとともに、周波数使用の「初期免許」について市場メカニズムを排除することの矛盾が増大した。具体的には、実質上無料で民間事業者による営利事業用途に割り当てられる周波数に対して免許申請が殺到し、FCC の管理能力を超える事態になったのである。これに対して、議会は、1981 年に「無差別選択」方式を導入し、さらにその欠点を補うため、1993・1997 年に「オークション」方式による初期免許割当制度を導入した。

以下第 II 部では、主として、米国における 1993 年、1997 年の通信法改正にもとづく「周波数割当制度」の改革について、その背景、内容、結果を説明する。第 II 部全体は前半（IV-VI 章）と後半（VII-IX 章）に分けることができる。前半では、本世紀初頭における周波数管理制度の成立から、1993 年の通信法改正にいたるまでの経過を説明する。また後半では、1993 年改正の結果成立した「周波数オークション制度」の大要、とりわけ PCS（Personal Communications Service、デジタル移動電話サービス、日本の PHS に対応するが同一ではない）のために割り当てられた周波数のオークションの経過について説明する。1993 年の改正にもとづいて実施された周波数オークションは、PCS にかぎらず、直接放送衛星（DBS）を含む多数のサービスに及んでいる。しかしながら、PCS は、オークションの規模（落札金額）、オークション実施にあたって生じた諸問題などの点で、最大の注目を集めたケース

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/

である。

なお本第 II 部では、単に「周波数オークション制度」の導入結果だけでなく、その成立経過についても説明する。他のほとんどすべての公的政策（public policies）と同じく、米国における周波数オークション制度の導入においては、利害関係を持つ多数の事業者や団体・個人が存在し、それぞれの立場から自己の利害を主張し、圧力が加えられた。とりわけ、前述のように「1934 年通信法」が周波数に関する私的所有権の成立を明文をもって否定しており、かつ「放送内容に関する規制」がこれを補強してきたので、議会がオークションの導入に賛成するまでには、長い年月が必要であった。オークション制度が立法された後においても、具体的な実施方策決定の段階で、多数の利害対立が生じた。

このような状態の中で、社会全体の利益に合致する政策方針を選択し、錯綜した個別利害を調整しながらこれを実現させていくことは、困難きわまる仕事である。というより、米国の場合には、個別利害によって、その時どきに採用・実施される政策方針が揺れ動き、短期的には最適な方針が採択されないことも少なくない。しかし、数年から数十年という長期的なタイムスパンで見れば、社会全体にとって望ましい政策方針が大略実現されているように見える。これらの点についても参考になるように、本第Ⅱ部では、周波数オークション制度の導入と実施について、米国の議会、規制当局（FCC）、行政当局（大統領、NTIA など）、裁判所、事業者、ユーザ・消費者などが、どのように行動したか、どのようなプロセスで全体の決定が行われたかについても説明することを試みた。

oniki@alum.mit.edu
www.osaka-gu.ac.jp/php/oniki/